

西農城第183号  
平成24年11月8日

浜松市保健所長 様

静岡県西部農林事務所長

ランネート剤不正使用に伴う動物死亡事故の発生及び農薬適正使用の徹底について

このことについて、県庁農山村共生課から別添のとおり関係機関に通知されましたので、御承知の上、農薬販売者・農薬使用者への注意喚起をお願いします。

担 当 地域振興課  
電 話 053-458-7219  
F A X 053-458-7168





農 共 第 363 号  
平成 24 年 11 月 2 日

各農林事務所長  
病虫害防除所長 } 様

農山村共生課長

ランネート剤不正使用に伴う動物死亡事故の発生及び農薬適正使用の徹底について

農薬適正使用については、農薬危害防止運動や講習会を通じ農薬使用者に対して指導を行っているところです。

しかしながら、県内においてランネート剤の不正使用によって犬が死亡する事故が発生しました。

本事案は、農薬の不正使用が原因となっていることから、農薬販売者及び農薬使用者に対し、特に下記の点に留意して指導を徹底するよう願います。

なお、別添の関係機関へは当課より通知したこと、また、各農業協同組合へは経済連より通知するよう依頼したことを申し添えます。

#### 記

##### (農薬販売者)

- 1 毒物及び劇物に該当する農薬の盗難及び紛失を防ぐため、保管管理を徹底する。
- 2 毒物及び劇物に該当する農薬を販売する際は、購入者から毒劇物譲受書を必ず受け取り、かつ使用目的を確認する。また、不審者に販売しない。

##### (農薬使用者)

- 1 農薬を使用する場合は、農薬の使用基準を遵守し、適正に使用する。
- 2 鳥獣駆除など農薬を本来の使用目的以外に使用しない。
- 3 農薬は適正に保管管理する。万が一、盗難に遭遇したり、不特定多数の人に危害が及びそうな事故が発生した場合は、警察署、保健所、農林事務所等に直ちに連絡し、指示に従う。

担 当：農産環境班 竹内  
電 話：054-221-2626  
FAX：054-221-2839

(別添) 文書送付先



農業振興課

茶業農産課

みかん園芸課

各農林事務所

農林業技術研究所

同 伊豆農業研究センター

同 茶業研究センター

同 果樹研究センター

病虫害防除所

農林大学校

静岡県農業協同組合中央会

静岡県経済農業協同組合連合会

静岡県農薬卸商業協同組合

静岡県農薬商組合連合会

全国農薬安全指導者協議会静岡県支部

静岡県植物防疫協会